

議案第 37 号

市川市職員の分限に関する条例の一部改正について

市川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「という。）」の次に「第 27 条第 2 項並びに」を、「基づき」の次に「、職員の意に反する休職及び降給の事由」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（降任、免職及び休職の要件）

第 2 条 法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、職員が人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合（以下「勤務実績がよくない場合」という。）に該当したことにより指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない場合に該当する場合とする。

2 法第 28 条第 1 項第 2 号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、市長が指定する医師 2 名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され（その疾患又は故障がある旨の意見があった場合を含む。）、その

疾患又は故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなきとする。

4 法第28条第2項第1号の規定により職員を休職することができる場合は、市長が指定する医師1名によって、長期の休養を要する疾患又は故障があると診断され（その疾患又は故障がある旨の意見があった場合を含む。）、その疾患又は故障のため長期の休養を要することが必要とされた場合とする。

（休職の事由）

第3条 法第28条第2項各号に掲げる事由によるもののほか、任命権者は、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合においては、その意に反して休職することができる。

（降給の種類及び事由）

第4条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格にすることができる。

(1) 勤務実績がよくない場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 市長が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され（その故障がある旨の意見があった場合を含む。）、その故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

3 任命権者は、勤務実績がよくない場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号にすることができる。

第 6 条を第 1 3 条とし、第 5 条を第 1 2 条とし、第 4 条の次に次の 7 条を加える。

（休職中の職員の身分等）

第 5 条 休職中の職員は、休職にされた時占めていた職又は休職中に異動した職及び職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、その休職の期間中、市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）で特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

（休職の期間等）

第 6 条 法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が 3 年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 第 2 条第 4 項の規定は、前項後段の規定により休職の期間を更新する場合

に準用する。この場合において、第2条第4項中「法第28条第2項第1号」とあるのは「第6条第1項後段」と、「を休職すること」とあるのは「の休職の期間を更新すること」と、「長期の」とあるのは「なお引き続き」と読み替えるものとする。

3 次条の規定により法第28条第2項第1号に掲げる休職の事由が消滅して復職した日から1年以内に再度同号に掲げる事由に該当することによりした休職であって、当該復職をする前の休職の原因である心身の故障の事由と明らかに異なる心身の故障の事由以外の事由が原因であるものに係る第1項前段に規定する休職の期間については、当該復職をする前の休職の期間を通算する。ただし、当該再度の休職となった原因である心身の故障の事由が公務上の災害若しくは通勤による災害を受けたことに起因すると任命権者が認めるとき又は任命権者が特に通算しないことが適当であると認めるときは、この限りでない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 第3条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(復職)

第7条 任命権者は、法第28条第2項第1号及び第3条に掲げる休職の事由が消滅したと認めるときは、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。

2 法第28条第2項第1号に掲げる休職の事由に該当するものとして職員を休職した場合において、当該休職の事由が消滅したと認めるときは、市長が指定する医師1名によって、当該休職の事由となった疾患又は故障がなくなったと診断され（その疾患又は故障がなくなった旨の意見があった場合を含む。）、任命権者が定める措置によって職務の遂行が可能であると任命権者が認めるときとする。

3 前条の規定により定めた休職の期間が満了したときにおいては、当該職員

は、当然復職するものとする。

(降格の効果)

第8条 第4条第2項の規定により職員を降格にした場合におけるその者の号給その他の降格の効果は、規則で定める。

(降号の効果)

第9条 第4条第3項の規定により職員を降号にする場合におけるその者の号給は、降号にした日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

(降任、免職、休職、復職及び降給の手続)

第10条 任命権者は、次の各号に掲げる処分をしようとする場合においては、当該処分をしようとする職員に対し、あらかじめ、期限を定めて、当該各号に定める規定による診断を受けることを命じなければならない。

- (1) 法第28条第1項の規定による降任又は免職(同項第2号に掲げる事由に該当するものに限る。) 第2条第2項
- (2) 法第28条第2項の規定による休職(同項第1号に掲げる事由に該当するものに限る。) 第2条第4項
- (3) 第6条第1項後段の規定による休職の期間の更新 同条第2項の規定により読み替えて適用する第2条第4項
- (4) 第4条第2項に規定する降格(同項第2号に掲げる事由に該当するものに限る。) 同号
- (5) 第7条第1項の規定による復職(法第28条第2項第1号に掲げる事由が消滅した場合に限る。) 第7条第2項

2 法第28条第1項及び第2項に規定する処分並びにこの条例に規定する処分は、これらの処分をする旨を記載した書面を当該処分を受ける職員に交付して行わなければならない。

(命令に従う義務)

第11条 職員は、前条第1項各号に定める規定による診断を受けるよう命ぜ

られた場合には、これに従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条から第10条までの規定は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)以後の職員の行為又は事実に係る降任、免職、休職、復職及び降給の処分について適用する。
- 3 施行日の前日までに任命権者がした休職(その終期が施行日以後であるものに限る。)の期間のうち、施行日の前日までの間の期間については、改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、施行日以後に任命権者がする休職の期間との通算は、行わない。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第1項」を「第12条第1項」に改める。

理 由

地方公務員法の改正を踏まえ分限処分の要件を明らかにするとともに、職員の意に反する休職及び降給の事由を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。